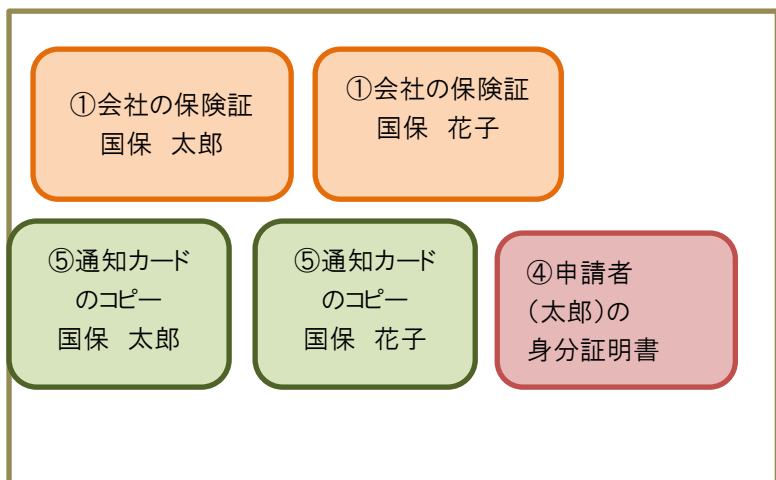


郵送での国民健康保険脱退手続きについて

職場の健康保険に加入したり、被扶養者になったりした時には、可児市国民健康保険の喪失手続きが必要です。喪失手続きは郵送でも受け付けておりますので、必ず手続きをしてください。

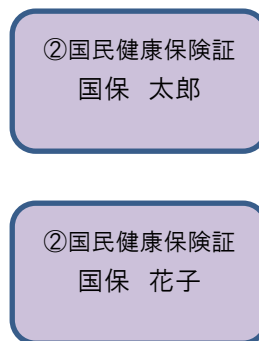
①会社の保険証のコピー（本人、扶養家族分共）をとる。

※切り替える人全員分のコピーが必要。

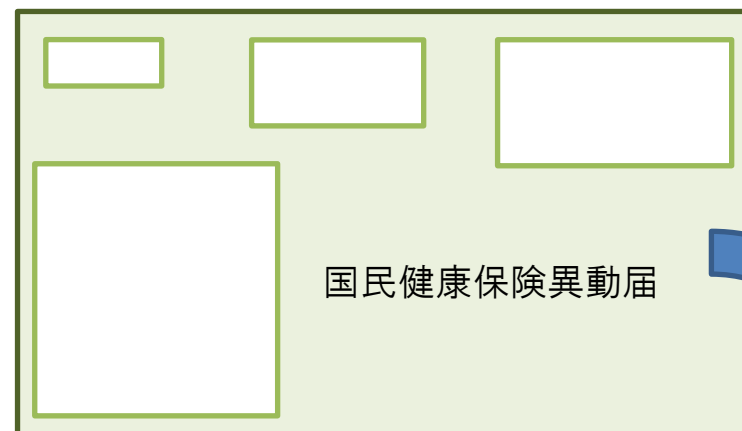


②国民健康保険証原本を

切り替える人全員分用意する。



③「国民健康保険異動届」に記入・押印する。

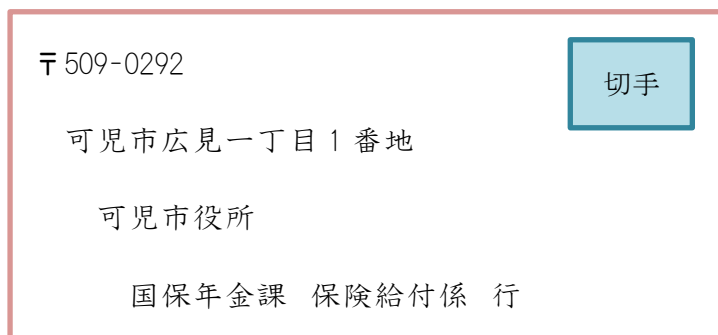


国民健康保険異動届ではなく、便せんなど任意の様式に「国民健康保険を脱退する」旨と、(1) 可児市の住所 (2) 世帯主氏名 (3) 脱退する人全員の氏名、生年月日 (4) 連絡のつく電話番号 を記入して頂いても構いません。

④申請者の身分証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カードなど）のコピーをとる。

⑤通知カードまたは個人番号カードのコピーをとる。

①から⑤を揃え、市役所国保年金課まで送付してください。



※ご注意ください

- 会社の保険証のコピーは、切り替える人全員分必要です。
コピーのない人の分については、手続きをすることができません。
- 国民健康保険税は、手続きをした翌月に精算となります。
当月の納期分までは保険税をお支払いください。
- 保険証が変わった後に、国民健康保険証が使われた場合は、
早急に医療機関等に新しい保険証を提示してください。
- 国民健康保険加入の手続きは、郵送ではできません。
詳しくは国保年金課まで問い合わせてください。